

碧南市建設工事一般競争入札における取り抜け方式による入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、碧南市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の一般競争入札において、受注機会の確保による地元建設業者の存続及び育成を図るため、取り抜け方式による入札について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取り抜け方式による入札 複数の工事の開札順をあらかじめ定めておき、開札順に落札者を決定するものとし、開札順上位の工事から、落札者となった者の他の工事の入札書が無効とすることにより落札者を決定する入札方式をいう。
- (2) 同内容工事（委託） 工事の目的、及び工事目的物の機能、性能、並びに規格等が類似している工事、もしくは適正な工期及び品質確保の観点から分割発注する工事をいう。

(対象工事)

第3条 取り抜け方式による入札を行うことができる工事は、一般競争入札で実施する公告日及び開札日が同日となる同工種・同内容工事（委託）の複数同時発注工事で、対象工事（委託）は予定価格500万円以上で、かつ対象工事の半数超が予定価格5,000万円超である場合とする。

(周知方法)

第4条 取り抜け方式により入札を行う場合は、公告又は入札説明書によりあらかじめ周知するものとする。

(補則)

第5条 この要領の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年3月29日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(参 考)

取り抜け方式の場合の落札者決定の例

3件の同工種・同内容工事(委託)を取り抜け対象として行った開札結果例

開札順	工事名	落札候補者(順位1)	次順位者(順位2)	次順位者(順位3)	次順位者(順位4)
1	a工事(1工区)	A社	B社	C社	D社
2	a工事(2工区)	A社	B社	C社	D社
3	a工事(3工区)	A社	B社	C社	D社

上記の場合、開札後に資格要件の事後審査を行い、落札者を以下のとおり決定します。

開札順	工事名	落札候補者(順位1)	次順位者(順位2)	次順位者(順位3)	次順位者(順位4)
1	a工事(1工区)	A社(落札)	B社	C社	D社
2	a工事(2工区)	A社(無効)	B社(落札)	C社	D社
3	a工事(3工区)	A社(無効)	B社(無効)	C社(落札)	D社

※1件の落札者となった時点で、その落札者が他の工事に入れた入札書は無効となります。

※同日の開札に取り抜け方式適用案件と、その他の案件がある場合、あらかじめ定める開札の順番は、「取り抜け方式」適用案件→「その他」案件とします。

※同日開札日において「取り抜け方式案件」とそれ以外の案件、合わせて複数の落札候補者となった場合で、その内のいずれかの落札候補者を辞退する場合は、落札候補者となった全案件(複数の取り抜け案件を含む)の内で、予定価格の低い案件から辞退ができるものとする。